

大阪薬科大学大学院薬学研究科と神戸薬科大学大学院薬学研究科
との間における授業科目の相互履修に関する協定

大阪薬科大学大学院薬学研究科と神戸薬科大学大学院薬学研究科は、大阪薬科大学大学院薬学研究科と神戸薬科大学大学院薬学研究科との間における授業科目の相互履修に関し必要な事項を定めるものとする。

1. 大阪薬科大学大学院薬学研究科又は神戸薬科大学大学院薬学研究科に在学する学生が、相手校の授業科目の履修及び単位の取得を希望し、それぞれの大学が教育上有益と認めるときは、その履修を許可するものとする。
2. 両大学が受け入れた学生の身分は、特別聴講学生とする。
3. 両大学において履修できる授業科目、単位数、学生数及び単位の認定等については、別に定める。
4. 受け入れ特別聴講学生に係る検定料、入学金及び授業料は徴収しないものとする。
5. 特別聴講学生が履修した授業科目の成績の評価及び単位の認定については、学期末に相手大学に通知するものとする。
6. この協定は、平成25年4月1日から平成26年3月31日まで効力を有するものとする。ただし、双方の大学のいずれかが事前通告で異議を唱えない限り、この協定は自動的に延長される。
7. この協定に定めがない事項又はこの協定の条項に疑義が生じたときは、双方協議してこれを定める。

平成25年1月29日

平成25年1月29日

大阪薬科大学大学院薬学研究科

研究科長 藤田 芳 一



神戸薬科大学大学院薬学研究科

研究科長 棚橋 孝 雄

